

事務連絡
令和2年7月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物衛生法に基づく立入検査等について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症については、現在、新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、適切な感染防止策に早急に取り組む必要があるところです。
特に、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）において、多数のクラスターが発生していることから、本日、別添のとおり、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（以下「総合的取組」という。）が公表されたところであり、総合的取組の1.（1）において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）に関する記載がございます。

つきましては、機会を捉え、下記に留意の上、立入検査等を実施していただきますよう、お願いします。

記

- 1 建築物衛生法に基づく立入検査を実施する際に、当該特定建築物に飲食店等がテナント等として含まれている場合は、当該飲食店等の空気環境の測定結果や機械換気設備等の維持管理状況を確認し、必要に応じて、当該特定建築物所有者等に適切な是正措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 2 今般の状況に鑑み、飲食店等がテナント等として含まれている特定建築物の所有者等に対し、飲食店等における空気環境測定を重点的に実施するよう指導されたいこと。
- 3 1の場合において、当該特定建築物所有者等に対し、感染防止のための業種別ガイドラインを配布する等により、感染防止対策の周知啓発を実施されたいこと。

(参考)

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(抜粋) (<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>)

●外食業の事業継続のためのガイドライン

(一般社団法人日本フードサービス協会／一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)

●社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会)

●オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(一般財団法人力クテル文化振興会／一般社団法人日本バーテンダー協会／一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会)